

おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会  
平成 30 年度事業計画

1. 事業の実施体制

(1) 協議会構成団体：

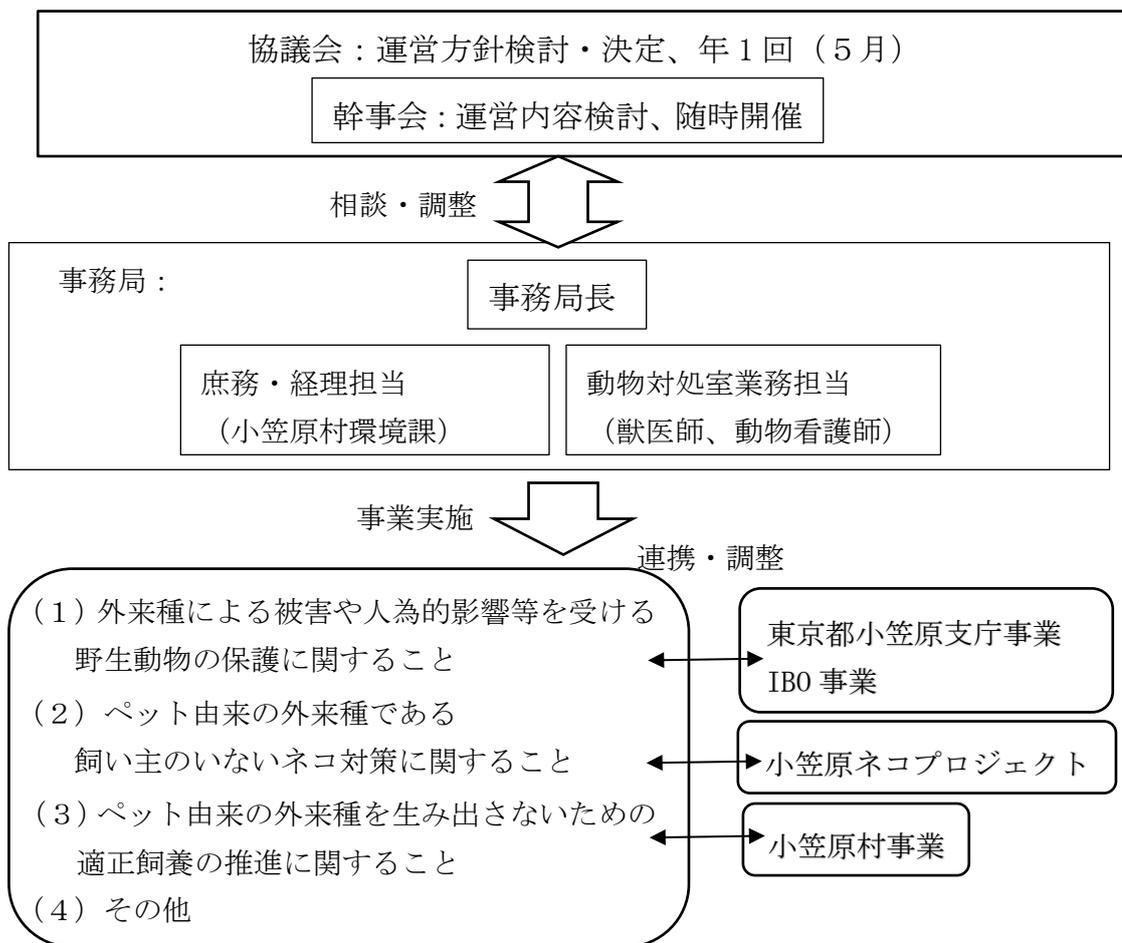
小笠原自然保護官事務所、小笠原諸島森林生態系保全センター、  
小笠原村、公益社団法人東京都獣医師会、NPO 法人小笠原自然文化研究所 (iB0)

(2) 幹事会：協議会構成団体担当者

オブザーバー(東京都小笠原支庁土木課、産業課、島しょ保健所、母島獣医師)

(3) 事務局：小笠原村環境課、常勤職員 (獣医師)、臨時職員 (補助員)

<組織図概要>

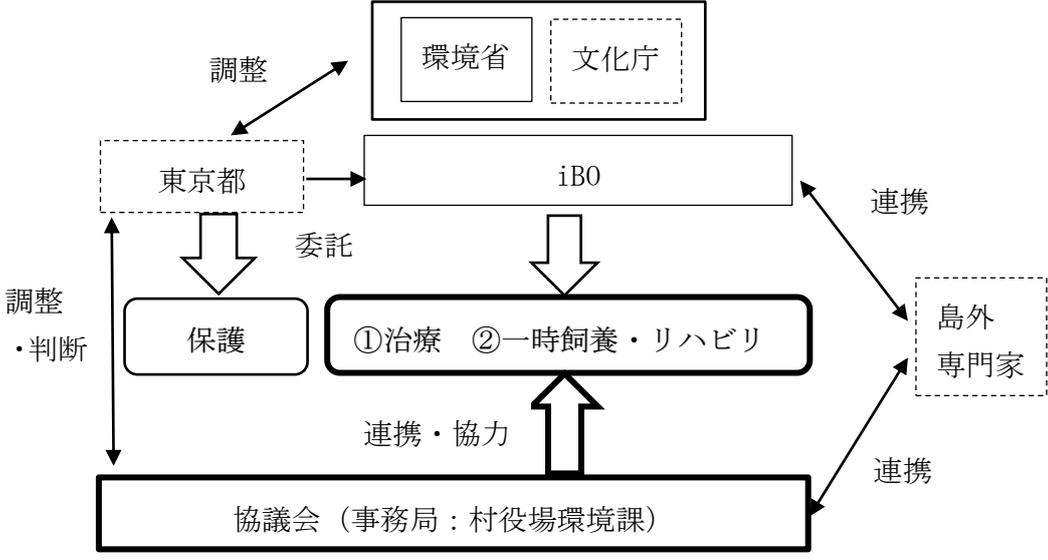


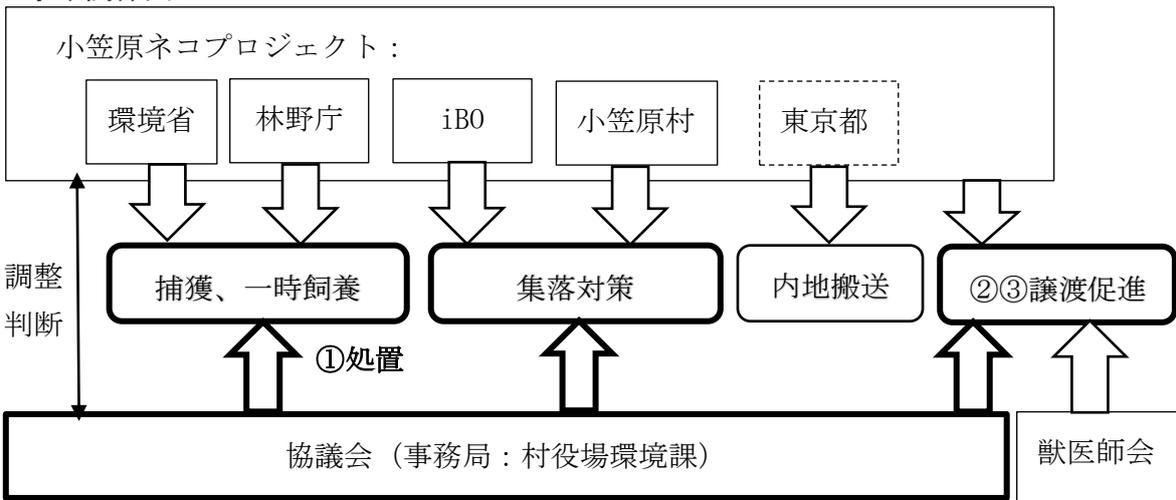
\* 協議会の事業は、会長または事務局長の決裁のもと、事務局が実施主体となることを基本とし、内容に応じて構成団体や関係機関と連携・調整して実施する。

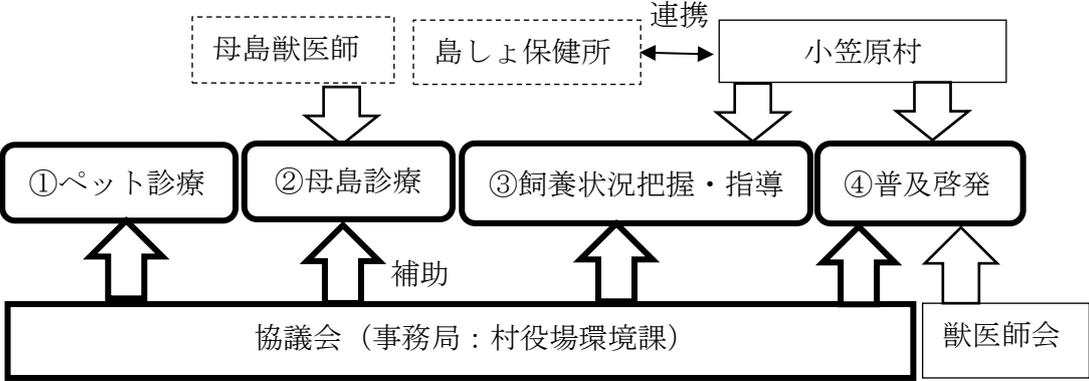
\* 小笠原ネコプロジェクトとの調整については、会議の合同開催等により、特に留意する。

\* 事務局内の事務処理規定については、別途定めるところによる。

## 2. 事業内容

(1) 外来種による被害や人為的影響等を受ける野生動物の保護に関すること	連携先 / 主担当
<p>①負傷個体の治療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種による被害や人為的影響等を受けて保護された負傷個体について、必要に応じて治療を施す</li> <li>*主に希少種（特に個体レベルでの保護が必要な種）を対象とし、その他の種については状況に応じて実施する</li> <li>*東京都の鳥獣保護管理員等が保護し都の委託を受けて iBO が一時飼養を実施する負傷個体については、必要に応じて治療を施す</li> <li>*母島については、母島の開業獣医師と協議会との連携体制を検討する</li> </ul>	<p>環境省 iBO 東京都</p>
<p>②島内での野生復帰のための一時飼養・リハビリの補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島内でのリハビリが可能な希少動物について、関係団体の施設等におけるリハビリを補助する</li> </ul>	<p>環境省 iBO 東京都</p>
<p>&lt;事業関係図&gt;</p>  <pre> graph TD     subgraph Top         A[環境省] --- B[文化庁]     end     A -- 調整 --&gt; C[東京都]     C -- 委託 --&gt; D[iBO]     D --&gt; E[保護]     D --&gt; F["①治療 ②一時飼養・リハビリ"]     G[協議会 事務局：村役場環境課] -- 連携・協力 --&gt; F     F -- 連携 --&gt; H[島外専門家]     I[島外専門家] -- 連携 --&gt; D     C -- 調整・判断 --&gt; E     </pre>	

(2) ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策に関すること	連携先 ／ <b>主担当</b>
①捕獲ネコの体調管理・駆虫、病気のネコへの処置 ・ノネコ等の飼い主のいないネコが事故等により負傷した際に、一次的な処置を行う ・環境省が実施するネコ待ち管理に関して、駆虫薬等の処方、技術的な助言を行う ・一時飼養されているネコが罹病した際には一次的な診察を行う	<b>環境省</b> iB0
②島内譲渡ネコの感染症等衛生検査、避妊去勢手術 ・捕獲ネコを島内向けに譲渡するために必要な衛生検査、避妊去勢手術を島内の開業獣医師や東京都獣医師会等と連携して実施する。 ・譲渡希望者のリストアップ、室内飼養徹底に関する指導、適性確認の面談を行う	<b>環境省</b> <b>小笠原村</b> iB0
③譲渡促進のための情報発信 ・捕獲ネコの内地での譲渡先を確保するため、獣医師会と連携して情報発信を行う ・捕獲ネコの内地での譲渡先の拡充のため、小笠原ネコプロジェクトの周知のための書籍の購入、事業概要冊子・ポスターの作成を行い、獣医師会加盟病院に向け周知を行う。合わせて獣医師会各支部会において事業の説明会を行う。 ・小笠原ネコプロジェクトのホームページの運用を行う	<b>環境省</b> <b>小笠原村</b> 獣医師会
<b>&lt;事業関係図&gt;</b>  <pre> graph TD     subgraph Project [小笠原ネコプロジェクト]         Env[環境省]         Ryofu[林野庁]         iB0[iB0]         Sotsumura[小笠原村]         Tokyo[東京都]     end      Env --&gt; Capture[捕獲、一時飼養]     Ryofu --&gt; Capture     iB0 --&gt; Capture     Sotsumura --&gt; Capture     Sotsumura --&gt; Community[集落対策]     Sotsumura --&gt; Transfer[内地搬送]     Sotsumura --&gt; Promotion[②③譲渡促進]     Tokyo --&gt; Promotion      Council[協議会 事務局：村役場環境課] --&gt; Capture     Council --&gt; Community     Council --&gt; Promotion     Vet[Vet医師会] --&gt; Promotion      Capture --&gt; Promotion     Community --&gt; Promotion     Transfer --&gt; Promotion      Council -.-&gt; 調整判断  Env   </pre>	

(3) ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進	連携先 ／ <b>主担当</b>
<p>①ペットの診療</p> <p>開放日時：毎週 月、水、金 8:30～11:30、13:30～16:30</p> <p>＊事前予約制とする。</p> <p>＊開放日時外・休日・夜間は村役場が窓口。時間外料金を徴収。</p> <p>処置内容：健康相談、健康診断（血液検査等）、ワクチン注射、避妊去勢手術、一次診察（外用薬、内用薬の処方含む）</p> <p>＊事故等による緊急的な処置や獣医師がやむを得ないと判断した開放日時外の処置及び往診による処置についても、所定の手数料を徴収した上で実施できることとする。</p> <p>＊宿泊を伴う処置は実施しない。</p> <p>手数料：初回 2,000 円、2 回目以降 1,200 円 ほか（詳細は別途規定）</p>	小笠原村
<p>②開業獣医師と連携した母島診療</p> <p>開業獣医師が実施する母島での健康相談、健康診断（血液検査等）、避妊去勢手術、一次診察を補助する。</p>	小笠原村 母島獣医師
<p>③愛玩動物の飼養状況の把握と指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村が管理するネコやイヌの登録情報に基づき、飼養状況を把握する。</li> <li>・村において新たに制定を目指している愛玩動物に関する条例の運用にあたり、村と連携してペットの飼養状況の把握を進める</li> </ul>	小笠原村
<p>④普及啓発事業</p> <p>年1回、獣医師会等から外部有識者を招聘し、キャンペーン期間を設定し、講演会等を開催。</p>	小笠原村 獣医師会
<p>&lt;事業関係図&gt;</p>  <pre> graph TD     A[協議会 事務局：村役場環境課] --&gt; B1[①ペット診療]     A --&gt; B2[②母島診療]     A --&gt; B3[③飼養状況把握・指導]     A --&gt; B4[④普及啓発]     B2 --- C[補助]     D[母島獣医師] -.-&gt; E[島しょ保健所]     E &lt;--&gt; 連携  F[小笠原村]     F --&gt; B2     F --&gt; B3     F --&gt; B4     G[獣医師会] --&gt; B4   </pre>	

(4) その他	連携先 ／ <b>主担当</b>
①関連会議との連携 ・「小笠原ネコに関する連絡会議」や「アカガシラカラスバト・オガサワラオオコウモリに関する連絡会」で議論してきた「集落ネコ対策」「譲渡促進」「生活域における傷病対応」等の個別課題に関することについて、関係機関・団体と連携して、協議会の役割などの体制の整理・検討を行う ・小笠原村が「愛玩動物による新たな外来種の進入・拡散防止に関する地域課題ワーキンググループ」で検討している新たな条例に対して、条例の運用に関し、協議会の参画のあり方の検討を行う	<b>環境省</b> <b>小笠原村</b> 東京都
②動物由来感染症対策、災害時の衛生管理、油事故汚染対策 ・島内関係機関と連携して対応する	<b>環境省</b> 東京都

### 3. 事業スケジュール

時期	予定	概要 *重点取組
4月	幹事会	協議会事業及び関係事業（ネコプロジェクト等）の実施に関する実務的な情報共有
5月	総会	事業計画、収支計画の決定
6月		*上半期に島内譲渡に向けた避妊去勢手術 →(2)の事業に該当 *上半期に飼養状況調査 →(3)の事業に該当
7月		
8月		
9月		獣医師会加盟病院に向けた事業の周知（以降年度内）
10月	幹事会	上半期の運営状況の共有、見直し検討
11月	普及啓発事業	*島外からの有識者の招へいを含む普及啓発事業を実施 →(3)の事業に該当
12月		
1月		
2月		
3月	(幹事会)	平成31年度事業計画、収支計画案の検討